		打步残局証明	<b>间水</b> 音 兼 投資	信託残高	近の代金旗り高証明 証明請求書				汉同矶叫	J
	※太枠からはみ	出さないようにボール	ペンではっきりとご記え	入ください	ハ。 ※ □枠欄は	該当の項	目に	レ印をつけてください。		
~"	おところ	郵便番号(								
ご請求者	フリガナ おなまえ									
12	日中ご連絡先 電話番号	携帯   会社   自宅   一								
	名義人との ご関係	□ 本人	代理人	相組	売人	親権者		□ その他(	)	
	▼次のとおり、	貯金等の残高証明を	清求します。※独立行政	法人郵便貯	合簡易生命保険管理・	郵便局ネット	ワーク	'支援機構が管理している郵便貯金につ	いては、同機構に請求します	す。
	おところ	郵便番号( 一 )								
を	フリガナ 義 おなまえ	横 ※ 旧姓を□座にご登録の場合、旧姓をご記入ください。なお、残高証明書には旧姓と戸籍上の氏名を併記します。旧姓の併記が不要な場合は、お申し付けください。								
	人 生年月日 または 設立年月日	○ 令和 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成		お、残局証	明書には旧姓と戸籍上の	証明年月		旧姓の併記が小要な場合は、お申し付け <b>年</b> ※ご請求日からさかのぼって10年を超	月 日	- 6
残高	<b>評価額表示</b> ※投信の場合は、 ご選択ください。	右記の価額に基づき計算した時価評価額の表示を希望します。						基準価額	解約価額	
証明		貯金等の種類		記号	番号			備考	取扱店使用欄	
書を	対象口座 ※証明対象口座で 「担保定額定期 貯金」をごいている 場合は当該貯金	□ 貯金 □ 国債 □ 投資信託	記号	A	番号				□済 □ 2	5
発行す		□ 貯金 □ 国債 □ 投資信託 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	記号	<b>A</b>		番号			□済 □ 2	5
する問		□ 貯金 □ 国債 □ 投資信託	記号	A	番号				済   [] 召	5
取引		□ 貯金 □ 国債 □ 投資信託	記号	A	番号				□済 □ 2	5
	PROPERTY AND ADDRESS	▲ 通帳に記載のある方のみご記入ください。						※残高証明書は証明年月日の預入残高であり、利子は含まれません。		
	残高証明書 発行手数料 ※手数料は、証明 書1通につき、 1,100円となり ます。	貯金等の種類	通数		発行手数料			※証明年月日が異なる場合は、証明E   手数料をいただきます。	]ごとに証明書を発行し、別	1)(こ
		貯 金	通	¥		0	0	※国債の記号番号が異なる場合は、記別に手数料をいただきます。	号番号ごとに証明書を発行	ل، <sub>[</sub>
		国債	通	¥		0	0	※国債の記載事項証明日は、営業日 ご指定ください。	(土・日・休日等を除く日)	)を [
		投資信託	通	¥		0	0	※投資信託の残高証明書を請求される 貯金(決済口座)の記号番号をご記。	入ください。	
		合 計	通	¥		0	0	※投資信託の残高証明書発行請求の 及び投資信託取扱局に限ります。	受付は、ゆうちょ銀行本支	支店 [
備考画面	扱店使用欄>  ◯ 英語証明有  ◯ 旧姓出力無  ►数料等受入:172180	料貯金:2 確 金 原俸・2 記認 本・代	無			有・無) 続の場合の確	認書類	日附印	受	
1-1-1-		金 国債:23 区 投信:26 分 投信:26	(無 ・証明書 ) 場。 ・発行者 ・発行者		) (			査	付	

## 兼 振替国債記載事項証明請求書 兼 国債等募集申込み代金預り高証明書 兼 投資信託残高証明請求書

## (お客さま控兼手数料領収書)

がまえる       郵便番号( - )         プリガナ おなまえ       様         日中ご連絡先電話番号       携帯 会社 自宅											
ご請求       カンリガナ											
日中ご連絡先											
日中ご連絡先	33333333333333333										
日中ご連絡先	<b>老兒老兒老兒老兒老兒老兒老兒老兒老</b>										
名義人との ご関係 本人 間代理人 間 相続人 間 親権者 目 その他(	)										
郵便番号( 一 )											
おところ 名 <u>名</u>											
フリガナ											
<b>義</b> おなまえ	様										
人     生年月日     □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○											
または 一 年 月 日 <del>証明年月日</del> 年	月 日										
	次と調水口からさかがはうて10年を超える口は指定がにたけません。										
<ul><li></li></ul>	解約価額										
貯金等の種類 記号番号											
<ul> <li>記号番号</li> <li>計金等の種類</li> <li>記号</li> <li>投資信託</li> <li>対象□座</li> <li>※延明対象□座で</li> <li>「担保定額定期</li> <li>投資信託</li> </ul>											
発 対象□座 ※証明対象□座で □ 貯金 □ 国債 □ 記号 ■ 番号 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■											
行 「担保定額定期											
る。場合は当該貯金 日投資信託											
取											
世投資信託											
貯金等の種類 通数 発行手数料											
貯金     通     ¥     0     0       残高証明書      0     0											
発行手数料 ※手数料は、新明 国債 (1) 日 (1)											
書1通につき、 1,100円となり ます。     投資信託     通     ¥     0     0											

上記のとおり、残高証明に係る手数料を受け取りました。

○一部の貯金等を含む残高証明書については、名義人様(相続人様からのご請求の場合は、相続人様)のご自宅あてに送付させていただきます。

